

君が代斉唱不起立：「条例は違憲」 元教諭、減給で提訴

毎日新聞 2014年01月21日 大阪版

卒業式で君が代を起立斉唱しなかったために減給処分を受けた府立高校の元教諭、辻谷博子さん（61）＝定年退職＝が20日、府に処分の取り消しなどを求める訴えを大阪地裁に起こした。会見で辻谷さんは「君が代の起立斉唱を強制する条例は到底許すことができない」と話した。

府条例は2011年に成立。府立学校などの行事で君が代を斉唱する際の起立斉唱を教職員に義務付け、府教委は12年1月、入学式や卒業式で君が代の起立斉唱を教職員に命じる教育長通達を出した。

辻谷さんは退職直前の昨年3月、勤務していた高校の卒業式で君が代を起立斉唱しなかったため、減給10分の1（1カ月）の懲戒処分を受けた。

訴状では、府条例は思想良心の自由を保障した憲法19条に違反すると主張。また、国旗国歌法は君が代の起立斉唱を義務付けておらず、法律の範囲を超えた条例は違憲などと訴え、処分の取り消しを求めている。府条例に基づく処分を巡る訴訟は2例目だが、辻谷さんの代理人によると、条例自体の違憲性を問うのは初めてという。

会見した辻谷さんは「これまで人権教育の中で差別など理不尽なことには声を上げないと世の中は良くならないと生徒に言ってきた。条例は憲法違反だと真正面から言いたい」と訴えた。【内田幸一】